

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

◎大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3章の2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続</p> <p>（縦覧の手続）</p> <p>第23条の3 （略）</p> <p>2 前項の告示に係る調査書の縦覧は、大阪市環境局その他市長が指定する場所において、当該告示の日の翌日から起算して1月間行うものとする。</p>	<p>第3章の2 一般廃棄物処理施設の設置等に係る縦覧等の手続</p> <p>（縦覧の手続）</p> <p>第23条の3 （略）</p> <p>2 前項の告示に係る調査書の縦覧は、大阪市環境事業局その他市長が指定する場所において、当該告示の日の翌日から起算して1月間行うものとする。</p>